

第6回 発達障害者支援研修：指導者養成研修パートⅡ

1. 目 的

厚生労働省は各地域における発達障害の早期発見・早期支援のための体制整備及び適切な事業実施を推進するために、「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」の実施要綱を定め、平成28年度から各都道府県・指定都市において関係団体等と連携の下での研修の事業実施についての通知を発出した。本研修は、都道府県における発達障害支援の拠点医療機関の医師等を対象として、研修修了後に指導的な立場から、各地域におけるかかりつけ医などに対して発達障害支援に関する情報や技能を伝達する講師となれるよう包括的な知識を習得することを目的とする。指導者養成研修パートⅠからパートⅢまで参加することにより、発達障害の医学的支援に関する考え方・知識等を一通り学ぶことが出来るようにカリキュラムが構成されている。なお、受講者は事後アンケートへの回答を必須とする。

2. 対 象 者

病院、保健所、発達障害者支援センター等に勤務し、発達障害の臨床・支援に5年以上関わった経験を有する医師あるいは医療関係者（保健師、看護師、公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士、精神保健福祉士、作業療法士、社会福祉士、言語聴覚士、薬剤師等）の中で特に指導について責任的立場にある者。なお、自治体（都道府県、政令指定都市）において、行政的な立場で地域の研修実施に携わる者もしくは発達障害者支援センター職員の参加も可能である。

3. 研修期間

令和7年9月24日（水）から令和7年9月25日（木）まで

4. 研修主題

かかりつけ医講習講師として、一歩進んだ知識のアップデート

5. 課 程 内 容（予定）

（時間）

- | | | |
|-----|-----------------------------------|-------|
| （1） | 移行期医療〔トランジション〕におけるかかりつけ医の役割 | （1.5） |
| （2） | かかりつけ医が身につけておくべき発達障害と併存する精神疾患への対応 | （1.5） |
| （3） | かかりつけ医が認識しておくべき学校における合理的配慮の現状と課題 | （1.5） |
| （4） | かかりつけ医が理解しておくべき学童期・思春期の課題とその支援 | （1.5） |
| （5） | かかりつけ医が理解しておくべき成人期の日常生活、就労への支援 | （1.5） |
| （6） | かかりつけ医が理解しておくべき高齢期の生活実態と支援 | （1.5） |
| （7） | かかりつけ医が理解しておくべき発達障害と司法的問題 | （1.5） |
| （8） | 発達障害診療を成立させるための診療システム | （1.5） |

合計 12 時間

6. 定 員

50 名（応募者多数の場合は選考することがあります）

7. 申込方法・期間

自治体推薦（自治体ごとの推薦人数に上限はありません）

令和7年7月1日（火）～ 7月22日（火）

※申込方法詳細は、募集要項をご確認ください

8. 受 講 料

無 料

9. 会 場

オンライン